

○飯塚市市営住宅使用料の収入の再認定に係る基準

平成19年8月9日

飯塚市告示第102号

(趣旨)

第1条 この基準は、飯塚市市営住宅条例施行規則(平成18年飯塚市規則第200号。以下「規則」という。)第16条第4項に規定する収入の再認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 規則第16条第4項の新たに生じた事由は、次の場合とする。

(1) 出産又は疾病等により退職し、退職後1年以上稼動が見込まれないとき。

(2) 65歳以上で退職したとき。

(3) 転職等により収入の方途を異にしたとき。

(4) 同居者の人数に増減があったとき。

(5) 飯塚市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定による収入申告を行わず、条例第15条第1項に基づき近傍同種の住宅の家賃を住宅使用料とされた入居者から収入申告があったとき。

2 前項第1号から第3号までの場合において、認定された収入が住宅使用料に反映され、当該住宅使用料が徴収されている年度(以下「適用年度」という。)の途中で収入の再認定の申請があったときは、原則として減免を行うものとし、当該年度の収入の再認定は行わない。

3 収入の再認定は、住宅使用料の額の変更を伴う収入階層の変更又は収入超過者等の認定の取消しが生じる場合に行うものとする。

4 入居者及び同居者の年齢は、適用年度の前年の10月1日を基準とする。

(算定方法)

第3条 収入の算定方法については、適用年度の収入の算定方法に準じ、新たに生じた事由を勘案して行うものとする。

(適用日)

第4条 収入の再認定は、原則として申請日の属する月の翌月から適用するものとする。

(添付書類)

第5条 申請書に添付する書類は、次の各号の場合において当該各号に掲げる書類とする。

(1) 退職を証する場合 退職証明書、雇用保険受給資格者証又は離職票

- (2) 就職等を証する場合 給与支払証明書、
- (3) 年金等の額を証する場合 年金支払団体からの源泉徴収票、支払い通知書又は改正通知書
- (4) 前各号に掲げるもの以外の場合 市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、告示の日から施行する。